



沼津市 農業委員会だより

第140号

発行日 2021.10.15

NUMAZU Agricultural committee NEWS



▲生産者の成田薫さん

ひと粒ひと粒に自然の恵み、するがの極

平成29年から沼津市周辺で生産・販売されている、一定の食味値基準をクリアしたブランド米「するがの極」。10月にはいよいよ新米が発売されます。

生産者の成田薫さんは、「農業や水の管理もしっかりしているから、小さい子どもでも安心して食べられる。1人でも多くの人に味わってほしいね。」と明るく話します。風水害などにより出来が大きく左右されるため対策にも苦労するそうですが、「とにかく美味しいものを作りたい!」という思いから、毎日田んぼに足を運ぶ成田さん。「今後も耕作面積を増やして頑張っていきたい」と抱負を語ってくれました。

炊き立てはもちろん、冷めても美味しいと評判のお米、お弁当にもぴったりです。天高く馬肥ゆる秋、風味豊かな地元産のお米で、秋の味覚を楽しんでみてはいかがでしょうか。



📱 Twitter「ヌマサン」開設! 🍊

沼津市の産業分野について幅広くPRし、たくさんの人に沼津を好きになってもらいたいという想いから産業振興部公式Twitterが開設されました。

「ヌマサン」では、沼津市の農林水産業、商工業や観光などから、主に“食”をテーマに旬の情報を発信し、市の魅力をアピールしていきます。

沼津の特産品が当たるキャンペーンも随時実施していきますので、興味のある方はぜひ、QRコードから「ヌマサン」をフォローしてみてください!



登録は
こちらから



🚁 ドローンでジャンボタニシを撃退!! 📶

夏の防除により越冬するジャンボタニシ（スクミリングガイ）の個体数を減らし、翌年の食害を軽減させるため、8月17～19日、JAなんすんは女鹿塚地区の約15haの田んぼに駆除剤の試験散布を行いました。今回の試験散布ではドローン2台を使って駆除剤（スクミンベイト3）を散布し、散布前と散布後の個体数の差について調査しました。

今後も効果検証を行いながらドローンを使った省力化を目指した年間の防除体系の確立を目指します。



沼津市農業委員会だより 第140号

<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/office/ichiran/jimuhoka/nougyo/dayori.htm>

発行・編集 沼津市農業委員会 〒410-8601 沼津市御幸町16-1 TEL 055-934-4757



市 HP はこちら



★申込み・お問い合わせ先
沼津茶業振興協議会（農林農地課内）
Tel 055193414751

詳細は、お問い合わせ頂くか、市ホームページをご覧ください。

●申込み期限
11月5日（金）

●申込方法
市ホームページにある応募用紙に必要事項を明記し、必要書類を添えて直接、郵送またはメールで

●対象
市内で沼津茶を小売販売している店舗 ※自薦・他薦は問いません。

●掲載店を募集しています
沼津茶を販売している店舗をまとめた「沼津茶販売店マップ」を制作します。マップに掲載する店舗を募集していますので、ぜひお申し込みください。

沼津茶販売店マップの
掲載店を募集しています



認定農業者とは

意欲ある農業者が、将来目標とする農業経営計画（農業経営改善計画）を作成し、今後の農業経営ビジョンを明確にさせます。この計画を作成した人を「認定農業者」として沼津市が認定し、「農業のスペシャリスト」として各関係機関が支援を行い、農業経営の発展を目指すものです。

認定農業者のメリット

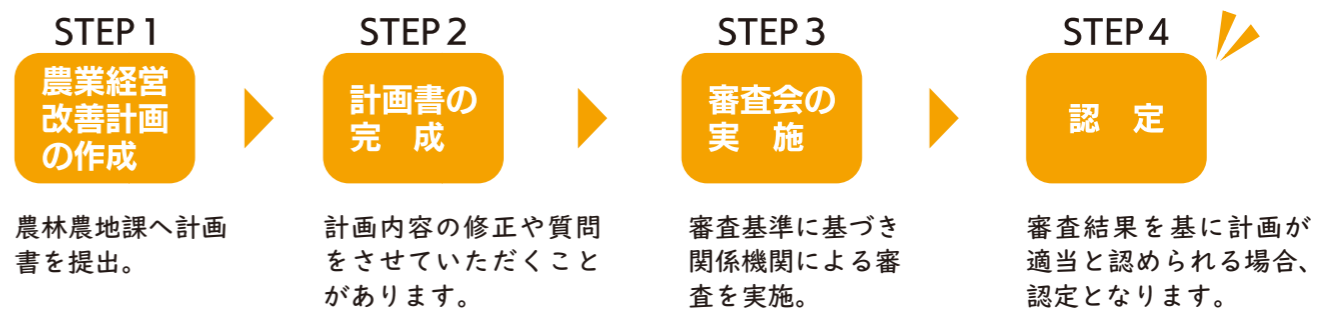
認定農業者であることが要件となっている支援制度が受けられます。

- ①低利資金の融資
- ②国等が行う各種補助事業（経営所得安定対策など）
- ③経営相談・研修

認定農業者の要件

- ・農業経営改善計画を作成し、経営改善の意志があるもの
- ・地域農業の担い手として、信頼される人間性などを兼ね備えているもの
- ・農業経営改善計画の5年目の年間労働時間が1,800時間程度で、農業所得が年間581万円（沼津独自基準）以上を目標とするもの など

認定までの流れ



農地パトロールを
実施しました

農業委員会では、8月から9月にかけて、市内全域で農地パトロールを実施しました。農業委員・農地利用最適化推進委員と農業委員会事務局職員が農地の利用状況について現地確認を行い、耕作放棄地を確認しました。耕作されずに放置された農地は、雑草が生い茂り、害虫が発生するなど、近隣の農地や住民の方々に迷惑がかかるだけでなく、不法投棄や枯草火災を招く危険性もあります。農地は耕作するか耕作できない場合でも、定期的に草刈りを行うなど、適正管理を行いましょう。



農業所得・
不動産所得のある方へ

●申告が必要な資産の例 ●
農業
ビニールハウス、田植機、稲刈機、コンバイン、トラクター、茶刈機、製茶機械、防霜ファン、果樹棚、噴霧器、農耕用車両（小型特殊自動車を除く）など。

不動産賃貸業
駐車場等の舗装、外灯、自転車置場、門扉・塀・緑化施設等の外構工事、防犯カメラ、受変電設備など

まだ、令和3年度の償却資産申告がお済みでない方は、資産税課までご連絡ください。

「忘れずに！」
償却資産申告を」

沼津市資産税課
Tel 055193414739